



宮 崎 県 公 報

平成30年3月31日(土曜日)号外 第21号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

頁

条 例

○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正に伴い、不動産取得税に係る特例措置の延長等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第33号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(法人の事業税の税率等)	(法人の事業税の税率等)
第32条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	第32条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。)、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
(住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例及び減額に係る申告等)	(住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例及び減額に係る申告等)
第39条の2 法第73条の14第4項又は法第73条の24第4項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。	第39条の2 法第73条の14第4項又は法第73条の24第5項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。
(1)~(5) [略]	(1)~(5) [略]
2 法第73条の14第3項又は法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、これら規定によって当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準の特例又は減額を受くべき事実を証明するに足る権限ある機関の	2 法第73条の14第3項又は法第73条の24第2項若しくは第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、これら規定により当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準の特例又は減額の適用があるべき事実を証明するに

証明書その他の書類を添えなければならない。

3 第38条第1項の申告書を提出する者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は法第73条の24第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び知事において必要があると認める事項を付記した第38条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項又は法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添えなければならない。

4 [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条 法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該土地の上に当該取得の日から2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）を新築すること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある同条第2項に規定する耐震基準適合既存住宅等（以下「耐震基準適合既存住宅等」という。）を取得することを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特例適用住宅の新築予定年月日又は耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日

(5) 新築予定特例適用住宅又は取得予定耐震基準適合既存住宅等の床面積

(6) [略]

足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。

3 第38条第1項の申告書を提出する者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は法第73条の24第1項から第3項までのいずれかの規定の適用を受けようとするものは、当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び知事において必要があると認める事項を付記した第38条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項又は法第73条の24第2項若しくは第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添えなければならない。

4 [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条 法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に次項に規定する書類を添えて、第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、同項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）の新築予定年月日及び床面積

(5) 法第73条の24第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、同項に規定する耐震基準適合既存住宅等（以下「耐震基準適合既存住宅等」という。）の取得予定年月日及び床面積

(6) 法第73条の24第3項の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、同項に規定する耐震基準不適合既存住宅（以下「耐震基準不適合既存住宅」という。）の取得予定年月日又は取得年月日及び床面積

(7) [略]

2 前項の規定により添付する書類は、次の表の左欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を証明するに足るものとする。

適用があるべき規定	事項
法第73条の24第1項第1号	土地の取得の日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。
法第73条の24第2項第1号	土地の取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得すること。
法第73条の24第3項第1号	土地の取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得し、かつ、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修（以下「耐震改修」という。）を行うこと

	—
法第73条の24 第3項第2号	土地の取得の日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得し、かつ、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行うこと。

(不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第42条 知事は、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の6第2項の規定によって不動産取得税について徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その徴収猶予した税額の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、直ちに徴収する。

(1) 法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第8項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項(第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の6第3項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

(宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第10条の2 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の

(不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第42条 知事は、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の6第2項の規定により不動産取得税について徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その徴収猶予した税額の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、直ちに徴収する。

(1) 法第73条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項から第3項まで、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)

第10条の2 法附則第11条の4第5項又は第7項において読み替え

25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の種類、床面積、新築年月日、取得年月日及び取得価格

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

- 2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項（法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。）」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「第73条の27の7第1項又は法附則第11条の4第4項」と、第42条の2中「第73条の27第1項」とあるのは「第73条の27第1項（法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

て準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 取得した不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 取得した不動産が家屋である場合には、家屋の種類、床面積、新築年月日、取得年月日及び取得価格

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

- 2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項（法附則第11条の4第5項又は第7項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「第73条の27の7第1項又は法附則第11条の4第4項若しくは第6項」と、第42条の2中「第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。